

商品概要説明書

シルバー定期貯金

(2019年10月1日現在)

商品名	・シルバー定期貯金
ご利用いただける方	・個人 当組合で公的年金（厚生年金・国民年金・共済年金）および農業者年金または恩給をお受取りいただいている方。 公的年金の受給口座を当JAへ変更される方、ならびに制度上公的年金受給資格を持たない65歳以上の在日外国人の方。
期間	・定型方式（1年のみ） ・自動継続（元金継続のみ）の取扱いとなります。
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・一括預入 ・1円以上、500万円まで ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続時には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。 ・20%（国税15%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
手数料	—
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率） ・この貯金の預入期間中に当組合で公的年金等の受取りがなされず、後記の「年金の受取りが消滅した場合の取扱い」にもとづき預入日当日のスーパー定期1年ものの利率が預入日に遡って適用された場合でも、この貯金を総合口座の担保としてなされた貸越の利率は変更しないものとします。 ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができません。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×20%
年金の受取りが消滅した場合の取扱い	・通帳記載の利率にかかわらず、預入日当日の期間1年のスーパー定期貯金の店頭表示金利を預入日に遡って適用します。 ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（少数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。この計算に用いる約定利率は証書または通帳記載の利率にかかわらず、預入日当日の期間1年のスーパー定期貯金の店頭表示金利を適用します。 ① 6ヶ月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6ヶ月以上1年未満 約定利率×20%

<p>貯金保険制度 (公的制度)</p>	<p>・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合支所または業務部(電話：072-278-3500)あるいはリスク管理統括部コンプライアンス課(電話：072-278-3633)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合コンプライアンス課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p>
	<p>東京弁護士会(電話：03-3581-0031)(※) そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会(詳しくは上記当組合コンプライアンス課にお問い合わせください。)</p> <p>公益社団法人 民間総合調停センター(大阪府)(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)</p> <p>※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
<p>その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品の利用は、公的年金または恩給の受取りを指定されている店舗のみで、1人1店舗に限ります。 ・シルバー定期貯金の名義は、年金受給者名義に限ります。 ・金利情勢の大幅な変化により、約定金利等の条件を変更する場合があります。 ・ATMでの預入はできません。 ・通帳式定期貯金のみのお取扱いとなります。 (総合口座通帳への定期貯金は不可)

詳しくは窓口にお問い合わせください。